

会員規約・個人情報保護について

この会員規約（以下「本規約」）は、当社と会員との間の一切の關係に適用されるものとし、会員は、本規約に同意のうえ、本施設及び本サービスを利用するものとします。

第一章 総則

第 1 条（定義）

本規約において以下に掲げる各用語が使用される場合、文脈上別義であることが明白である場合を除き、当該用語は、それぞれ以下に定める意味を有します。

- 「会員」とは、本規約に基づき、入会申込みを行い、当社が当該申込みを承認した者をいいます。
- 「FJG」とは、株式会社ファクトリージャングルをいいます。
- 「当社」とは、会員が利用する本施設を直接運営し会員と本利用契約を締結する事業者であって、FJG、FJG とフランチャイズ契約を締結したフランチャイズ加盟店、又はその他 FJG が本施設の運営を認めた事業者のいずれかをいいます。
- 「本サービス」とは、当社が提供するフィットネススタジオに関連するサービスをいいます。
- 「本施設」とは、当社が運営するフィットネススタジオ「カラダチフィット」をいいます。
- 「本利用契約」とは、当社と会員との間の本施設及び本サービスの利用に関する契約をいいます。

第 2 条（運営管理）

本施設の運営管理は、当社が行います。

第 3 条（適用）

本施設は、会員が本施設を利用することによって、自己の健康の維持、増進を図ることを目的とします。

第二章 会員

第 4 条（会員制度）

- 本施設及び本サービスは、会員のみが利用できるものとします。
- 会員は、本施設及び本サービスの利用にあたり本規約に同意し、本規約その他の規則を遵守するものとします。

第 5 条（会員要件）

会員は、次の各号のすべてを満たす方に限ります。

- 本施設の目的に賛同し、本規約その他の規則を遵守できること。
- 医師から運動を禁止されていないこと。
- 成年被後見人、被保佐人又は被補助人でないこと。
- 医師から運動を条件付きて許可されている場合等、当社が必要と認めた場合は、主治医の運動許可書を提出していること。
- 刺青（タトゥーを含む）をされていないこと。（ただし、本スタジオが別途定める範囲において、適切な対策を講じている場合はこの限りではない。）
- 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、右翼団体、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の構成員、準構成員、その他反社会的勢力関係者でないこと。
- 満 16 歳以上であること。
- 未成年者の場合、入会について親権者の同意を取得していること。当社が親権者に直接連絡し確認することがあることを承諾していること。
- 本施設及び本サービスと同種又は類似の施設又はサービスに従事していないこと。
- 過去に本規約に違反し、FJG、当社又はフィットネススタジオ「カラダチフィット」の他の運営者から除名通告を受けていないこと。
- その他、本施設及び本サービスを利用させることが適切であると当社が判断すること。

第 6 条（入会手続）

- 会員となることを希望する方（以下「入会希望者」という。）は、当社が定める手続に従って入会申込手続を行うものとします。
- 入会に際し、当社は、身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど顔写真入りのもの又は顔写真つきでないものは 2 点以上）の提示のほか、当社が必要と認めた場合、医師の診断書、運動許可書、又はその他これらに類する資料の提出を求めることがあります。
- 当社は、入会希望者の入会申込みと身分証明書等の前項の資料に基づき入会の可否を決定します。
- 当社が入会を承認した時点で当該入会希望者は会員となるものとし、当社と会員との間で本利用契約が成立するものとします。本規約は、本利用契約の内容を構成するものとします。
- 会員となった者は、当社に対し、入会金として当社が別途定める金額を支払うものとします。なお、当社に支払われた入会金については理由の如何にかかわらず、返還いたしません。
- 会員は、入会手続において当社に申告した情報に変更がある場合、速やかに当社に通知するものとし、当社は、当該通知が遅延したことにより生じた損害について一切責任を負いません。

第 7 条（入会金・月会費等）

- 本施設の利用料、事務手数料、その他の費用（以下「利用料等」）は、当社が定めるものとします。
- 月会費について、初回は、入会月（当該月の日数で日割り）及び翌月分の月会費を合わせて支払うものとします。以後、原則として前払いとし会員が登録した支払方法（クレジットカード決済又は口座引落等）に基づき、各クレジットカード会社又は金融機関の定める引き落とし日（振替日）に翌月分を支払うものとします。
- 利用料等は、会員が本施設を利用したか否かにかかわらず、発生するものとし、会員は、利用料等を全て支払うものとします。当社が受領した利用料等は返還しません。但し、法令の定めによる場合は除きます。
- 当社は、利用料等の改定を行う場合、改定料金の適用開始日の 2 か月前までに会員が登録した連絡先への電子メール若しくはメッセージ機能（SMS、LINE 等）への通知に加え、本施設内への掲示、又は FJG 若しくは当社のウェブサイトへの掲載のいずれかにより会員に告知するものとし、適用開始日以後は改定後の利用料等が適用されるものとします。なお、告知の効力が発生する時点については、当該情報が本施設内への掲示された時点、又はウェブサイトに掲載された時点のいずれか早い時点をもって、全ての会員に対する告知が完了したものとみなします。また、会員が登録した連絡先への電子メール若しくはメッセージ機能（SMS、LINE 等）への通知については、会員が当社に申告した宛先に通知を発した時点で、通知の到達の有無を問わず、告知が完了したものとみなします。
- 会員は、利用料をクレジット決済で支払う場合、会員の本人名義（未成年者の会員については親権者名義を含む。）のクレジットカード（家族カード等で券面に本人の名前が印字されているものを含む。）で支払うものとします。
- 一度支払われた入会金、月会費、その他利用料等は、いかなる理由があっても返還いたしません。

第 8 条（会員証）

当社は、会員に対し、会員の資格を証するための会員証を交付します。
会員は、本施設の入場に際して当社が交付した会員証を提示し、チェックイン・チェックアウトの記録をするものとします。
会員は、会員証を第三者に貸与・譲渡してはならないものとします。
会員証を紛失又は破損した場合は、速やかに当社に届け出て、再発行の手続きを行ってください。再発行には、所定の手数料がかかる場合があります。

第 9 条（利用時間・休館日）

本施設の利用時間及び休館日は、当社が別途定めるものとします。設備点検、修繕、その他やむを得ない事由により、臨時に休業又は営業時間を変更することがあります。その際は、事前に告知するものとします。

第 10 条（利用資格）

次の各号のいずれかに該当する方は本施設及び本サービスを利用できないものとします。

- 入会申込等に記載された本人と同一であることが確認できない場合
- 本規約その他の規則及びスタッフの指示に従わない場合
- 酒気、心身に影響を及ぼす薬物を帯びている場合
- 銃砲、刃物など危険物を所持している場合
- 体調不良であると認められる場合
- 医師から運動を禁止されている場合、または他人に感染する恐れのある疾病を有している場合
- 身体が不自由で、本施設を一人で利用できない場合（当社が認めた介助者が介添人として同伴する場合を除く）
- 本施設及び本サービスを安全に利用することが困難であると認められる場合
- 第 5 条の各号のいずれかを満たしていない場合
- その他本施設及び本サービスを利用することが適切でないと当社が判断した場合

第 11 条（グループレッスン・施術メニュー等）

グループレッスン・施術メニュー等は、当社が別途定める利用方法で予約することにより参加できるものとします。予約のキャンセルは、当社が定めるキャンセルポリシーに従うものとします。

第 12 条（チケット・回数券等）

- 会員及び体験会員は、本施設が提供する特定のサービス（施術メニュー、マシン等）を利用するため、当社が別途定めるチケット又は回数券等（以下「チケット等」といいます。）を購入することができます。
- チケット等の購入代金、対象となるサービス内容、及び有効期限については、当社が別途定めるものとします。
- 会員は、購入したチケット等を、当社が指定する予約方法に従って利用するものとします。
- チケット等の有効期限は厳守されるものとし、いかなる理由があっても有効期限の延長は行いません。有効期限を経過したチケット等は無効となります。
- 購入済みのチケット等については、理由の如何を問わず（本施設の退会、休会、又は会員資格の喪失等を含みますがこれらに限られません）、払い戻し、換金、又は他のサービスへの振替等は一切いたしません。
- チケット等の利用権は、購入した会員本人のみに帰属するものとし、第三者への譲渡、貸与、名義変更、又は担保に供することはできません。
- 回数券利用にあたっては月会費が必要で、退会時には有効期限内であっても回数券は失効する（利用できなくなる）ものとします。
- 休会中は回数券は利用できないものとし、休会期間の分だけ回数券の有効期限が延長されることはないものとします。

第 13 条（健康管理）

会員は、自身の健康状態を十分に考慮し、無理のない範囲で運動を行うものとします。体調不良を感じた場合は、直ちに運動を中止し、必要に応じてスタッフに申し出るものとします。当社は、会員の健康状態について責任を負いません。運動中の怪我等についても、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、責任を負いません。

第 14 条（休会及び復帰）

- 会員は、本施設に来店し、当社が定める手続を行った上で、休会することができます。休会手続きは店頭で行うものとし、電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
- 休会期間は設定した期間の満了後は自動的に復帰するものとします。ただし、休会期間を定めずに休会手続を行った場合は、復帰の申し出がない限り永続的に休会会員として扱われるものとします。
- 休会期間開始日は月の 1 日とし、休会期間満了日は月の末日とします。
- 会員は、休会手続を、休会開始を希望する月の前月 10 日までに行うものとし、当該期日までに休会手続が完了した場合、休会開始希望月の 1 日より休会扱いとします。各月の 11 日以降に休会手続がとられた場合は、最短で翌々月の 1 日より休会となります。
- 休会する会員の月会費その他の利用料は無料とします。なお、月会費支払いに替えて休会費が発生することがあります。
- 本条に規定する休会手続が完了しない限り休会扱いとなりませんので、会員による本施設のご利用がなくても通常の利用料等が発生します。
- 休会していた会員は、休会手続において申し出た休会期間満了後、自動的に月単位で通常会員に戻るものとします。会員は、休会期間満了月の翌月から通常の利用料等を支払うものとします。
- 休会会員であっても、本施設からのお知らせ、キャンペーン等の通知は継続して配信されるものとし、会員はこれに予め同意するものとします。
- 休会中の会員が退会を希望する場合の条件及び手続については、第 14 条（退会）の規定に従うものとします。

第 15 条（退会）

- 会員が自己都合（緊急事態宣言等、行政指導、自らの意思ではない場合も含む）により退会を希望する場合は、本施設に来店し、当社が定める退会手続を行うものとします。電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。
- 退会日は、月の末日とし、当該退会日をもって当社と会員との間の本利用契約が終了するものとします。
- 退会手続は、退会を希望する月の 10 日までに行うものとし、当該期日までに退会手続が完了した場合、当該月の末日をもって退会となります。各月の 11 日以降に退会手続がとられた場合は、最短で翌月の末日をもって退会となります。
- 退会となるまでは、会員による本施設の利用がなくても通常の利用料等が発生します。退会月の月会費の日割り計算はいたしません。
- 利用料等の全部又は一部が未納の場合、会員は、第 1 項の退会手続の完了までに支払いを完了するものとします。
- 本利用契約に各種キャンペーン等により継続必須期間の定めがある場合において、継続必須期間中に退会する場合、会員は、退会にあたり、当社所定の違約金を支払うものとします。なお、違約金の具体額及び算定方法は、入会時に適用されたキャンペーン等の条件に基づき、免除若しくは割引された利用料等の相当額、又は継続必須期間の残存期間分の利用料等を基準として、別途定めるものとします。

第 16 条（会員資格及び譲渡・名義変更）

会員は、当社が事前に書面をもって承認した場合を除き、会員の資格及び各種チケットについて、第三者に貸与・譲渡、その他担保設定等の処分又は名義変更をしてはならないものとします。

第 17 条（会員資格の喪失）

会員が次の号のいずれかに該当した場合には、当該時点をもって、会員資格を失い、本利用契約が終了するものとします。

死亡したとき

退会したとき

除名されたとき

第 18 条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は当該会員を除名することができるものとします。

当社に虚偽の情報を提供したとき

本規約その他の規則又は当社の定めた事項に違反したとき

当社、FJG、又はフィットネススタジオ「カラダチフィット」チェーンの名誉、信用を傷つける行為や、他の会員との協調性を欠き運営の秩序を乱したとき

医師から運動を禁止されていることが発覚したとき、または本施設を安全に利用できる健康状態にないことが判明したとき

第 5 条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき

第 21 条に違反する行為があったとき

利用料等の支払いを 1 ヶ月以上滞納したとき

その他当社が会員として不適当であると判断したとき

前項に基づき除名された場合、除名された会員は、FJG 及び当社に対して、損害賠償の請求を行うことができないものとします。

第 19 条（体験会員）

当社が認めた場合、会員以外の本施設の利用を希望する方（以下「体験会員」といいます）は、当社が認める範囲において、本施設及び本サービスを利用することができます。体験会員の利用料などについては当社が別途定めます。
体験会員についても会員に準じて本規約が適用されるものとし、体験会員は、本施設及び本サービスの利用にあたり、本規約に同意し、本規約その他の規約を遵守して本施設及び本サービスを利用するものとします。

第三章 運営・管理

第 20 条（運営管理）

当社は、次の各号に基づき、本施設及び本サービスの運営管理をおこないます。
本施設及び本サービスの運営管理は当社の責任と権限において行われます。
会員は、本施設及び本サービスの運営管理について希望や意見を述べることはできますが、強く要求するなどの関与をすることはできません。
当社は、本施設及び本サービスの利用など、運営管理に関する規則を定め、且つこれを変更することができます。

第 21 条（諸規則の遵守義務）

会員及び体験会員は本施設及び本サービスの利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約、細則及びその他の規則並びに当社が定める運営管理に関する事項に従うものとします。

第 22 条（禁止行為）

会員は、本スタジオの施設・設備を、その使用目的に従って善良な管理者の注意をもって利用するものとします。施設内では、以下の行為を禁止します。

当社の許可なく、又は本施設所定の撮影可能エリア以外の場所で、本施設内を撮影、又は録音・録画をする行為

当社の許可なく本施設において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をする行為

当社の許可なく FJG 又は当社が権利を有する商標を使用（コピー、商品化など）する行為

営利、非営利を問わず勧誘（団体加入の勧誘を含む）をする行為

政治活動、宗教活動をする行為

他人を誹謗・中傷（SNS 等インターネット等の書き込み含む）する行為

他人に対する暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為

本施設にペット、動物を持ち込む行為

銃砲、刃物など危険物を持ち込む行為

本施設内での喫煙行為（電子タバコ、無煙タバコ等を含む。）

当社若しくは FJG のスタッフやインストラクターの業務を妨げる行為

ナンパ、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等のハラスメント行為など、他人の迷惑や施設利用の妨げとなる行為

他の会員による施設利用を妨げる行為

当社、FJG 又はフィットネススタジオ「カラダチフィット」チェーンによる本施設又は本サービスの運営を妨げる行為

16 歳未満の方を本施設に入場させる行為

自動予約プログラム、ソフトウェアの利用により、当社が不当と認める通常とは異なる方法で予約を行うほか、予約を仮押さえるなど、他の会員の本施設又は本サービスの円滑な施設利用を妨げる行為

本規約若しくはその他の規則又は当社の定めた事項に反する行為

当社、FJG、又はフィットネススタジオ「カラダチフィット」チェーンの名誉、信用を傷つけるなど、他の会員との協調性を欠き本サービス又は本施設の運営の秩序を乱す行為

本施設又は本サービスの利用に際して、大声や奇声を発するなど、他の会員やスタッフへの威嚇行為や迷惑行為

本施設の設備などを故意に損壊するなど、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為

会員としての品位を損なうと認められる行為

不当又は不合理な要求を行う等により当社又はスタッフを著しく困惑させる行為

スタッフに対する差し入れや連絡先を渡す行為

スタッフに対する他社への就職あっせん行為又はや引き抜き行為

酒気を帯びた状態で本施設に入場する行為及び本施設又は本サービスを利用する行為

当社に虚偽の情報を提供する行為

他人名義のクレジットカードを使用する行為（未成年者による親権者名義のクレジットカードによる利用料等の支払いを除く。）

本施設内においてタトゥーが入った部分を露出する行為

本施設内で撮影された画像、録音された音声、録画された映像を、SNS 等インターネット等に掲載し、又は動画投稿サイトに投稿する行為

その他当社、FJG、これらのスタッフ、フィットネススタジオ「カラダチフィット」チェーン、又は第三者の権利を侵害する行為

その他法令又は公序良俗に反する行為

その他当社が不適切と判断する行為

会員は、当社スタッフの指示に従って本サービス及び本施設を利用するものとします。

第 23 条（休業日）

年末年始、夏季休業、設備等の点検・メンテナンスや改装等による休業日等当社が定める日を本施設の休業日とします。なお、当社は、気象災害等の理由により、事前告知なく休業日を変更する場合があります。

第 24 条（営業時間・フロント受付時間）

営業時間・フロント受付時間は、当社が本施設ごとに別途定めるものとします。

第 25 条（免責）

会員及び体験会員は、本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は、施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について当社に故意又は過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。また、FJG は一切の責任を負いません。

本施設又は本サービスの利用に関して、会員に生じた損害に対して、当社は、当社に故意又は過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。また、FJG は一切の責任を負いません。

会員同士の間に生じた係争やトラブルに対して、当社は、当社に故意又は過失がある場合を除き、一切関与しないものとし、会員は、当社に当該係争やトラブルの解決を求めることはできないものとします。また、FJG は一切の関与又は解決の責任を負いません。

FJG 又は当社が会員に対して賠償責任を負う場合であっても、損害の範囲は直接かつ現実生じた損害に限られ、逸失利益その他の機会損失についてはいかなる場合も賠償責任を負わないものとします。また、賠償の上限は当該会員又は体験会員が当社に支払った利用料等の総額を上限とします。ただし、FJG 又は当社に故意又は重過失がある場合は本項による賠償責任の制限は適用されません。また、前記各規定にかかわらず、FJG 若しくは当社の故意又は過失（重過失を含む）によって会員が人身傷害を負った場合には、当社は、FJG 又は当社が加入する賠償保険が認めた範囲で賠償するものとします。

会員は、本施設内における活動に際して、本規約その他の諸規程及び施設管理責任者及びスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、諸規程又は指示に違反して傷害等の事故が起こった場合、FJG 若しくは当社又はこれらのスタッフに対して損害賠償を請求できないものとします。

FJG 及び当社は、本施設及び本サービスの利用による効果や有効性について何ら保証するものではありません。

第 26 条（会員の損害賠償責任）

- 1.会員が、本規約その他の規約に違反したことにより又は会員の責めに帰すべき事由により FJG 若しくは当社、又は他の会員又は第三者に損害を与えたときは、会員はその損害を、これら損害を受けた者に賠償するほか、FJG 又は当社が他の会員又は第三者に賠償（解決金、和解金等名目を問わない）をしたときは、FJG 又は当社に補償をするものとします。
- 2.本施設における盗難、紛失、事故等については、FJG は一切の責任を負わないほか、当社は、その責に帰すべき事由がある場合を除き一切の責任を負いません。貴重品は各自で管理してください。

第 27 条（個人情報保護）

当社は、会員から取得した個人情報を、個人情報保護に関する法令及び FJG のプライバシーポリシー、並びに当社が別途定める「個人情報保護について」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第 28 条（防犯カメラの設置と録画データの取り扱い）

- 1.当社は、本施設内における防犯、会員及びスタッフの安全確保、施設管理、並びにトラブルの防止・解決等を目的として、本施設内の共有スペース（レジ・フロント受付、荷物置き・ロッカー周辺等を含みます。ただし、更衣室やトイレ等のプライバシーが特に要求される場所を除きます。）に防犯カメラを設置し、会員及び体験会員（以下、本条において「会員等」といいます。）の施設内における行動を常時録画します。
- 2.会員等は、前項の目的により自身の肖像や行動が録画されること、及び当社が当該録画データを一定期間保存することに予め同意して本施設を利用するものとします。
- 3.当社は、録画したデータを当社の個人情報保護に関する規程（プライバシーポリシー等）に従い厳重に管理し、第 1 項に定める目的の範囲内でのみ利用するものとし、広告宣伝などの商業目的には一切使用いたしません。また、保存された録画データは、当社が防犯上必要と定める一定の保管期間の経過後、速やかにかつ適正な方法で消去されるものとします。
- 4.当社は、次に掲げる場合を除き、録画データを第三者に開示又は提供しないものとします。
 - (1)警察、検察、裁判所その他の公的機関から、法令に基づく適法な開示の要請があった場合
 - (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
 - (3)本施設内における事故やトラブルの状況確認、又は規約違反行為の調査等、当社が特に必要と判断した場合において、当社の業務委託先、弁護士、保険会社等（当社と同等の守秘義務を負う者に限ります。）に対して開示する場合
- 5.会員等からの自己の映像に関する開示請求については、他の会員等のプライバシー保護の観点から、当社は原則としてこれに応じないものとします。ただし、法令に基づき開示義務が生じる場合はこの限りではありません。

第 29 条（忘れ物・拾得物）

当社は、本施設の利用に際して生じた忘れ物について、原則として、1 ヶ月間の保管期間経過後に会員が一切の権利を放棄したものとみなして処分することができるものとし、会員は、当該処分について一切異議を述べないものとします。但し、生鮮品を含む飲食物など腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合で、当日にお申し出が無いときは、当社で処分できるものとします。

第四章 その他

第 30 条（本施設の閉鎖又は利用制限）

当社は、次の各号により本施設の営業が不可能又は困難な場合、本施設の全部又は一部の閉鎖、若しくは施設の利用の制限又は会員との間の本利用契約の解除をすることができるものとします。この場合、会員は、その他名目の如何を問わず、FJG 及び当社に対し、上記措置により生じた損害賠償責任などの異議申し立てをすることができないものとします。

- (1)法令の制定・改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
- (2)天災・地変（大地震、津波、高潮、洪水、落雷、台風、竜巻を含む）その他不可抗力の事態が発生したとき
- (3)著しい社会・経済情勢の変化があるとき
- (4)法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修などがあるとき
- (5)異常停電、計画停電、極度若しくは長期のエネルギー不足があるとき
- (6)感染症の流行若しくは拡大（それに基づく政府による命令や要請を含む）
- (7)当社が必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき

第 31 条（規約の改正）

- 1.FJG は、以下の場合には、必要に応じて本規約及び細則等（以下「本規約等」という）を改正することができるものとします。
 - (1)本規約等の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - (2)本規約等の変更が、会員と当社とが本サービス利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の本規約等の内容の相当性、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2.FJG 又は当社は、FJG が本規約等を改定する場合、会員に対して、本規約等を改定する旨及び改定後の本規約等の内容及び本規約等の効力発生時期を、本規約所定の方法により予め告知するものとします。
- 3.前項により告知された本規約等の改定に同意しない会員は、改定の効力発生時期までに、退会を申し出ることができます。改定の効力発生日から改定後の本規約等の効力が退会を申し出なかった全ての会員に及ぶものとします。

第 32 条（告知方法）

本規約及び各施設の諸事情に関する通知又は予告は、各施設所定の場所に掲示する方法、FJG 若しくは当社のウェブサイトへ掲載する方法、又は電子メール等若しくはメッセージ機能（SMS、LINE 等）の当社が適切と判断する方法により行います。なお、FJG 若しくは当社のウェブサイトへの掲載により告知を行う場合、当該情報がウェブサイトに掲載された時点をもって、全ての会員に対する告知が完了したものとみなします。

第 33 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 34 条（権利義務の譲渡禁止）

会員は、当社の事前の書面による承諾がない限り、当社に対する権利義務の全部又は一部を譲渡その他の方法で処分し又は担保の目的に供することができないものとします。

第 35 条（雑則）

本規約の解釈及び適用については、日本法を準拠法とします。

本規約に定めのない事項については、民法その他の法令によるものとします。

本規約に定める事項について疑義が生じた場合、その他本規約に関して紛争が生じた場合には、当社と会員との協議の上解決するものとします。

本施設又は本サービスの利用又は本利用契約に関する、FJG 又は当社と会員との間の一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所及び民事調停の合意管轄裁判所とします。

第 36 条（発効）

本規約は 2026 年 9 月 1 日より発効とします。

■個人情報保護について

【会員情報の登録・変更】

1.ご記入頂いた住所、氏名、電話番号等を含めた下記の「共同利用する情報項目」記載の情報（以下、「会員情報」といいます）を当社及び当社が運営するフィットネスタジオ「カラダブチフィット」の FC 加盟店（以下、「FC 加盟店」といいます）にご登録及び以下のとおり共同利用させていただくことを予めご了承ください。

「共同利用の目的」

- ・当社と FC 加盟店が提供する本施設のサービスを、会員がご利用いただきやすくするため
- ・会員にとって有用と思われる情報や商品、各種サービスなどに関する情報をご案内させていただくため

「共同利用する者の範囲」

当社が運営するフィットネスタジオ「カラダブチフィット」の FC 店舗を運営する加盟企業

「共同利用する個人情報の管理について責任を有する者」

株式会社ファクトリージャングループ

東京都千代田区神田須田町 1-9 5F

代表取締役 春名 秀樹

「共同利用する情報項目」

- ・氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、パスワード、性別など、お客様から当社に提供される一切の情報
- ・本施設の利用履歴

2.会員の住所・氏名及びその他の登録事項に変更があった場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【会員情報の利用】

会員は、当社及び FC 加盟店が会員の氏名、住所、その他入会時もしくは入会後に届け出た事項、ならびにカードのご利用状況等カードのご利用に関する情報を、当社及び FC 加盟店にて厳重に管理したうえで次の目的のため利用することを同意します。

- 1.カードの機能、付帯サービスの提供
 - 2.店舗開発、商品開発、商圏分析等の調査活動
 - 3.入会金、月会費等のお支払いにあたり決済情報の確認及び決済実施
 - 4.当社及び FC 加盟店の営業案内。ただし、会員が営業案内の中止を当社及び FC 加盟店に申し出た場合当社及び FC 加盟店は業務上支障のない範囲で、これを中止するものといたします。
- また当社は、会員へのサービスやアドバイスの提供のために、要配慮個人情報として、お悩みの箇所、その他会員のお体の状態（医師からの運動に関する指示事項等を含む）についてお尋ねし、情報を収集することがあります。
- 当社は、法令の定めのある場合を除いて、当該会員の事前のご同意をいただくことなしには、予め明示した利用目的以外に使用しません。当社は、会員の個人情報を外国の第三者に提供する場合には、予め会員の同意を得ます。ただし、当該外国が我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則が定めたものである場合、又は当該第三者が個人データの取扱いについて個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している場合はこの限りではありません。

【会員情報の開示・訂正・削除】

- 1.会員は、当社及び FC 加盟店に対し自己に関する会員情報の開示、訂正、利用停止、削除等（以下、「開示等」といいます）を請求できます。尚、開示等請求に際しましては、下記連絡先までご連絡いただき、会員ご本人であることを証明する、証明書・資料等をご提示いただきます。
 - 2.開示等請求に対して、当社は、ご本人確認後、個人情報保護法令に則り適切に処理いたします。万一、登録情報が不正確、又は誤りであった場合、当社及び FC 加盟店は速やかに訂正、削除に応ずるものとします。
- 【業務委託先への預託に関する同意事項】
- 1.会員は、当社及び FC 加盟店が会員情報を利用する目的のために、当該業務（ダイレクトメールの発送業務など）を当社及び FC 加盟店が指定した第三者に委託することに予め同意していただきます。
 - 2.前項の委託先とともに会員のプライバシーの保護に充分注意を払うとともに、会員情報の利用目的に挙げた目的以外には会員情報を使用いたしません。
 - 3.ここに記載した事項のほか、当社の個人情報の取り扱い、当社ウェブサイトのプライバシーポリシー（ <https://karada39.com/privacy/> ）によるものとします。

お問い合わせ先

株式会社ファクトリージャングループ

東京都千代田区神田須田町 1-9 5F TEL:03-6272-3511(代表)

—以下余白—